

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令 255 号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

単位:千円

基金の名称		後期高齢者医療財政安定化基金	
基金設置法人名		山梨県	
基金の額		今回造成(積み増し)額	43千円
		造成(積み増し)完了時における残高	748, 996千円
	(うち国費相当額)	今回造成(積み増し)額	14千円
		造成(積み増し)完了時における残高	249, 665千円
今回造成(積み増し)をした年月日		令和7年3月31日	
基金事業等の概要		保険料未納リスク、給付増リスク及び保険料上昇抑制に対応するため、国・都道府県・広域連合(保険料)が 1/3 ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。	
基金事業等を終了する時期		終了する時期は設定されていない (法令の規定による)	
基金事業等の目標		後期高齢者医療の財政の安定的な運営を図ること	